住宅用家屋証明書の手続きについて



1. 手数料

1诵 1,300円

2. 必要なもの

□ 住宅用家屋証明申請書、証明書	窓口にもあります
□ 住民票	未入居のときは、申立書(申立内容を証明する書類を添付 したもの)が必要です
□ 建築確認済証	間取りがわかるもの 中古住宅・リフォーム住宅のときは不要です
□ 登記完了証、登記事項証明書 等	

代金納付

期限通知書

代金納付

期限通知書

* 条件により異なります

<新築住宅(建築後1年以内)>



<建築後未使用住宅(取得後1年以内)>

- □ 家屋未使用証明書
- □ 以下のいずれか
 - 売買契約書

売買 • 売渡証明書

のとき |・ 譲渡証明書

• 登記原因証明情報

卆

長期優良住宅、低炭素住宅 のとき

□ 認定通知書

<中古住宅(取得後1年以内)>

□ 以下のいずれか

• 売買契約書

売買 • 売渡証明書

のとき |・ 譲渡証明書

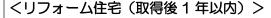
• 登記原因証明情報

- 耐震基準適合証明書
- 住宅性能評価書
- 既存住宅売買瑕疵担保責任 保険契約の保険付保証明書

のいずれか

※昭和57年1月1日以後に 建築された家屋を令和4年4 月1日以後に取得した場合は

不要です。



- □ 増改築等工事証明書
- 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約のある 防水工事をしたとき
 - 保険付保証明書



競落

のとき

競落

のとき

* 抵当権設定登記 のとき

- 金銭消費賃借契約書
- 債務の保証契約書

• 登記原因証明情報 など 新築・増築・取得のための貸付であることがわかるもの

3. 発行、お問合せ先

幸田町役場 税務課 1階6番窓口

〒444-O192 幸田町大字菱池字元林1番地1 ☎ O564-62-1111(内線 163 · 164)